

太平洋セメントグループ

団体保険のご案内

—令和8年—

やっぱり保険は必要だね。
どんな保険があるのかしら？
パンフレットの中身を見
てみましょう！



太平洋セメントグループ
団体制度は、一般加入より

40%割引です!!

(団体割引20%+過去の損害率による割引25%適用)

充実プラン一覧

1 傷害総合(オーダーメイド)プラン 選ぶなら ... 3~6ページ

【日常生活で起こる様々な事故に備えて】

～傷害総合保険～

2 ゴルファー向けプラン 選ぶなら ... 7ページ

【ゴルフ場で多数発生する事故に備えて】

※このプランは傷害総合プランの内容を組み合わせたものです。

～傷害総合保険～

3 交通傷害&自転車プラン 選ぶなら ... 8ページ

【出勤・退勤時の交通事故に備えて】

～傷害総合保険～

4 所得補償プラン 選ぶなら ... 9, 10ページ

【病気・ケガにより就業不能となった場合に備えて】

～所得補償保険～

申込締切日

令和7年11月21日(金)

保険契約者

太平洋セメント株式会社

取扱代理店

株式会社浅野保険代理部

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

損害保険ジャパン株式会社

この契約は、太平洋セメント株式会社を契約者とする団体契約です。加入対象者は太平洋セメント株式会社および太平洋セメントグループの社員となります。保険期間(各プラン共通)：令和8年2月27日午後4時から1年間(令和8年3月より控除開始)

TCC 団体保険制度が選ばれる理由

特長
1

なんと!
最大 **40%** の
割引率を適用

(団体割引20%、過去の損害率による割引25%)

特長
2

従業員本人だけでなく

家族も

ご加入できます

特長
3

(所得補償保険)

加入には**健康診断の提出**
や**医師の診査は不要**です

健康状態に関する簡単な告知だけでOK!
(ただし、告知内容によってはご加入をお断りする
場合があります)

10 ~ 20代



30 ~ 40代



10 ~ 20代

おすすめ

補償	パーソナル 特定感染症 ・天災危険あり	ケガ・介護	
		67	月払 1,320円
	個人賠償責任		
	W I	月払 100円	
	所得補償	2口	800円
合計		2,220円	

30 ~

おすすめ

補償	ファミリー 特定感染症 ・天災危険あり	28
		W I
	交通傷害・ 自転車	2K
	所得補償	3口
合計		

【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】

2025年10月以降に保険始期が開始するご契約について、傷害総合保険の保険料(または保険金額)および補償内容の改定を行っています。2024年6月に傷害保険の参考純率*が改定されたことを受け、傷害保険等の保険料を見直します。ご契約条件により保険料が引き上げになる場合と引き下げになる場合がございます。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

*参考純率とは、損害保険料率算出機構が、会員である損害保険会社から収集した大量の保険データの分析に基づいて算出したものであり、会員である損保ジャパンでは、その精度の高さからこの参考純率を用いて保険料を算出しています。

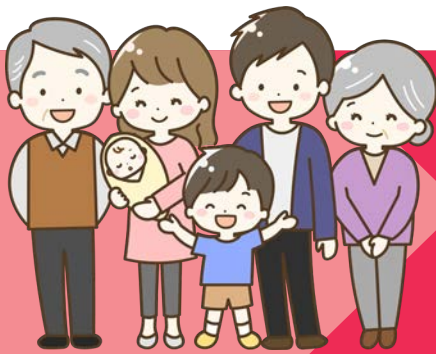
特長
4

最近3年間で合計

なんと!

退職後も
ご継続できます

130件 総額1,030万円
保険金お支払い
(2022年4月~2025年3月)



50 ~ 60代



退職後

40代

50 ~ 60代

すめ

おすすめ

ケガ・介護	月払 4,260円
個人賠償責任	月払 100円
	月払 640円
	1,200円
	6,200円

補償	夫婦 特定感染症 ・天災危険あり	ケガ・介護	
		48	月払 3,470円
	ゴルフアー	個人賠償責任	
		W I	月払 100円
		66	月払 630円
交通傷害・自転車	2K	月払 640円	
所得補償	4口	1,600円	
合計		6,440円	

傷害総合プラン (傷害総合保険)

数字で見る実態

入院1日あたりの自己負担額

平均 **20,700円** ※1

平均在院日数

平均 **26.2日** ※2

介護には
お金がかかる！

平均介護期間における平均介護費用の合計は

約 **540万円** ※3

こんなにお金がかかるとは…



※1 生命保険文化センター「2022（令和4）年度生命保険に関する調査（速報版）」
※2 厚生労働省「2023（令和5）年医療施設（胴体）調査・病院報告の状況」
※3 生命保険文化センター「2024（令和6）年度生命保険に関する全国実態調査」

実際に団体保険でお支払いしている事故例

※実際のお支払いは、ご加入内容やおケガの状態等により異なります。

高額な支払い
事例では

つまずいて転倒し頭部を負傷



47万円

フローリングで滑って転倒し、腰を圧迫骨折



56万円

高いところのものを取ろうとしたところ椅子から転落し、脊椎骨折



90万円

最近の支払い
事例では

ハイキング中に滑って転倒した際に肩を骨折



1万円

サッカー練習中、相手と激しくぶつかった際に足節捻挫



6万円

自転車で走行中、停車していた車が動き出したことにより接触し、背中等を打撲



30万円

こんなときに備えることができる補償です

基本補償

保険金額の種類	お支払いする保険金額の額	
死亡・後遺障害 事故の発生時から180日以内	死亡：死亡・後遺障害保険金の全額 後遺障害：後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）	
入院 入院1日目から補償	入院保険金日額	× 入院日数 (1,000日限度)
手術	入院保険金日額	× 10倍（入院時） 5倍（外来時）
通院 入院1日目から補償	通院保険金日額	× 通院日数 90日限度 (事故の発生の日から1,000日以内)
介護補償	介護保険金額	× 要介護期間(年) 事故の発生の日から181日目以降の所定の要介護状態である期間
犯罪被害 ※ (被害事故補償)	所定の計算により算出した損害額から 右記の給付や賠償金等の合計額を差し 引いた額	⇒ ①自賠償保険などからの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金 等

※第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等により、死亡または所定の重度後遺障害が生じた場合にお支払いの対象になります。

+オプション補償

特定感染症危険補償特約

特定感染症(*)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。

(※)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。令和7年6月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。

個人賠償責任補償特約

他人にケガを負わせた、受託した財物を壊した、電車等を運行不能にさせた等により法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

お支払い対象 ・買い物中に商品を壊した ・自転車で歩行者にぶつかりケガさせた
・借りたカメラが盗まれた ・誤って線路に立ち入り、電車を運行不能にさせた



携行品損害補償特約

被保険者の居住する建物外で、身の回りの品に破損や盗難被害が生じた場合に被る損害を補償

お支払い対象 ・買い物中に財布が盗まれた ・旅行先でカメラを落とし壊してしまった
・テニスのプレー中にラケットが破損した



ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、ゴルフの競技中に、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習上負担する費用を補償します。

お支払い対象 ・贈呈用記念品購入費用 ・祝賀会費用 ・ゴルフ場に対する記念植樹費用
・同伴キャディに対する祝儀



<ご注意>

- ・同伴競技者1名以上とパー 35以上の9ホール(ハーフ)またはパー 35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドした場合に限ります。
- ・キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。
- ・ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

住宅内生活用動産補償特約

日本国内に所在する被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の建物内の家財などが偶然な事故により損害を被った場合に保険金をお支払いします。

基本補償部分保険料表

保険期間 1 年、団体割引 20%、過去の損害率による割引 25%

パーソナルコースプラン

(注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。



死亡・後遺障害	100 万円	270 万円	490 万円	750 万円	800 万円
入院保険金日額	2,200 円	4,500 円	7,000 円	9,000 円	12,000 円
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の 10 倍 外来の手術：入院保険金日額の 5 倍				
通院保険金日額	1,300 円	3,000 円	4,500 円	6,000 円	8,000 円
介護保険金額 (年額)	120 万円				
被害事故保険金額	3,000 万円				

特定感染症なし

天災危険補償特約無し 加入タイプ	5 1	5 2	5 3	5 4	5 5
月払保険料	530 円	1,140 円	1,750 円	2,350 円	2,960 円
天災危険補償特約あり 加入タイプ	6 1	6 2	6 3	6 4	6 5
月払保険料	580 円	1,230 円	1,890 円	2,570 円	3,200 円

特定感染症あり

天災危険補償特約無し 加入タイプ	5 6	5 7	5 8	5 9	6 0
月払保険料	590 円	1,240 円	1,890 円	2,540 円	3,210 円
天災危険補償特約あり 加入タイプ	6 6	6 7	6 8	6 9	7 0
月払保険料	630 円	1,320 円	2,030 円	2,740 円	3,450 円

夫婦コースプラン



死亡・後遺障害	180 万円	420 万円	455 万円	790 万円	900 万円
入院保険金日額	2,200 円	4,500 円	6,000 円	8,000 円	10,400 円
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の 10 倍 外来の手術：入院保険金日額の 5 倍				
通院保険金日額	1,300 円	3,000 円	4,000 円	5,500 円	7,500 円
介護保険金額 (年額)	120 万円				
被害事故保険金額	3,000 万円				

特定感染症なし

天災危険補償特約無し 加入タイプ	3 1	3 2	3 3	3 4	3 5
月払保険料	1,120 円	2,360 円	2,930 円	4,210 円	5,380 円
天災危険補償特約あり 加入タイプ	4 1	4 2	4 3	4 4	4 5
月払保険料	1,250 円	2,590 円	3,220 円	4,620 円	5,880 円

特定感染症あり

天災危険補償特約無し 加入タイプ	3 6	3 7	3 8	3 9	4 0
月払保険料	1,220 円	2,560 円	3,200 円	4,570 円	5,850 円
天災危険補償特約あり 加入タイプ	4 6	4 7	4 8	4 9	5 0
月払保険料	1,340 円	2,780 円	3,470 円	4,970 円	6,340 円

新規で特定感染症危険補償特約をセットする方は必ず加入依頼書をご提出ください。
 昨年から継続してセットしている方は提出不要です



ファミリーコースプラン

死亡・後遺障害	65万円	100万円	120万円	175万円	180万円
入院保険金日額	2,100円	3,500円	5,000円	7,000円	8,000円
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍				
通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	3,800円	5,000円
介護保険金額（年額）	120万円				
被害事故保険金額	3,000万円				

特定感染症なし					
天災危険補償特約無し 加入タイプ	11	12	13	14	15
月払保険料	1,540円	2,600円	3,630円	4,730円	5,770円
天災危険補償特約あり 加入タイプ	21	22	23	24	25
月払保険料	1,680円	2,820円	3,910円	5,100円	6,200円

特定感染症あり					
天災危険補償特約無し 加入タイプ	16	17	18	19	20
月払保険料	1,680円	2,850円	4,010円	5,220円	6,370円
天災危険補償特約あり 加入タイプ	26	27	28	29	30
月払保険料	1,820円	3,050円	4,260円	5,560円	6,800円

*特定感染症とは、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約になります。

オプションプラン

オプション補償 個人賠償責任補償	加入タイプ	W 1		
	月払保険料	100円		
	保険金額	1億円		

オプション補償 携行品損害補償	加入タイプ	X 1	X 2	X 3
	月払保険料	190円	150円	120円
	保険金額	30万円		

自己負担額：1事故につき3,000円
 X1 (ファミリー) X2 (夫婦) X3 (パーソナル)

オプション補償 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	加入タイプ	Y 1	Y 2	Y 3	Y 4	Y 5	Y 6	Y 7	Y 8	Y 9
	基本補償	家族コース				夫婦コース			個人コース	
補償対象	家族全員補償				夫婦のみ補償			ご本人のみ補償		
保険金額	30万円	50万円	100万円	30万円	50万円	100万円	30万円	50万円	100万円	
月払保険料	620円	1,040円	2,070円	390円	650円	1,310円	260円	440円	870円	

オプション補償 住宅内生活用動産補償特約	加入タイプ	Z 1	Z 2
	月払保険料	790円	1,210円
	保険金額	500万円	1,000万円

自己負担額：1事故につき3,000円

ゴルファー向けプラン (傷害総合保険)

(注)保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

40%割引

団体割引 20%
過去の損害率による割引 25%



ゴルフ中だけじゃない幅広い補償内容が特長です。



*オプション補償をセットした場合に補償可能です。

お支払い事故例 (オプション補償)

概要 **50万円**
ホールインワンを達成し、記念品を配布した。

概要 **7万円**
練習中にゴルフクラブを破損してしまった。

(保険期間1年、団体割引20%、過去の損害率による割引25%、天災危険補償特約セット)

死亡・後遺障害	100万円	270万円	490万円
入院保険金日額	2,200円	4,500円	7,000円
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍		
通院保険金日額	1,300円	3,000円	4,500円
介護保険金額 (年額)	120万円		
被害事故保険金額	3,000円		

特定感染症なし

加入タイプ	61	62	63
月払保険料	580円	1,230円	1,890円

特定感染症あり

加入タイプ	66	67	68
月払保険料	630円	1,320円	2,030円

*特定感染症とは、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約になります。

オプション補償 個人賠償責任補償	加入タイプ	W1	オプション補償 携行品損害	加入タイプ	X3
	個人賠償責任補償	1億円		携行品損害 (自己負担1事故につき、3,000円)	30万円
	月払保険料	100円		月払保険料	120円

オプション補償 ホールインワン・アルバトロス費用補償	加入タイプ	Y7	Y8	Y9
	ホールインワン・アルバトロス費用補償	30万円	50万円	100万円
	月払保険料	260円	440円	870円

交通傷害・自転車プラン (傷害総合保険)

(注)保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

40%割引

団体割引 20%
過去の損害率による割引 25%

徒歩で自動車と接触してケガ



乗り物に乗っている時のケガ

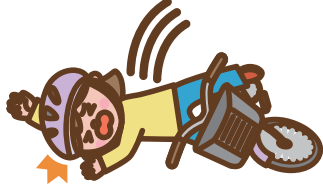


駅の改札口をってから出るまでの間のケガ



増えています！自転車事故！

自転車で転倒してケガ



自転車で歩行者と接触事故



自転車で車にぶつかってバンパーを損傷



基本補償

オプション補償

加害者事故例

9,521万円

概要

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)

9,266万円

概要

男子高校性が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の損失等)が残った。(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)

6,779万円

概要

男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。(東京地方裁判所、平成15年9月30日判決)

(※)賠償額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。

(保険期間1年、団体割引20%、過去の損害率による割引25%、交通傷害危険のみ補償特約セット)

加入タイプ	1K	2K	3K	4K
死亡・後遺障害	120万円	450万円	750万円	1,800万円
入院保険金日額	6,000円	9,000円	12,000円	15,000円
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍			
通院保険金日額	3,000円	6,000円	9,000円	9,000円
月払保険料	310円	640円	960円	1,180円

オプション補償 個人賠償責任補償	加入タイプ	W1
	月払保険料	100円
	保険金額	1億円

40%割引

団体割引 20%
過去の損害率による
割引 25%

所得補償プラン ～所得補償保険～

【所得補償保険にご加入の皆さまへ】

2025年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、所得補償保険の補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

突然の病気やケガで働けなくなったときの所得をカバーするプランです。

所得補償保険の特長

1. 月々の所得を補償します。

- 入院、医師の指示による自宅療養中で業務に全く従事できない場合の所得を補償します。
- 所得とは、勤労によって得られる所得をいいます（利息収入等は含まれません。）。

2. 世界中・24時間補償です。

- 業務中・業務外、国内・国外、病気・ケガを問わず、就業不能になった場合に補償します。

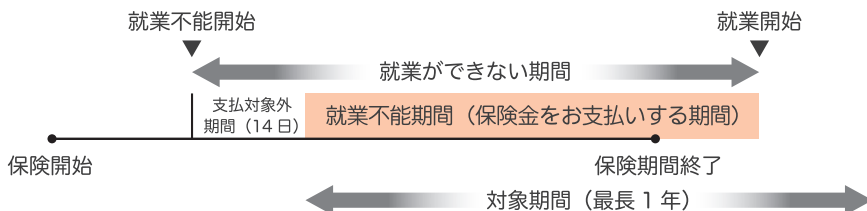
3. 最長1年間の長期補償です。

- 補償対象期間は、支払対象外期間を超えた就業不能期間で、かつ、対象期間（1年）を限度とします。

4. 医師の診査は不要です。

- 所定の告知書の質問事項にお答えいただくのみで医師の診査は不要です。
- ※告知内容によっては、ご加入をお断りする場合があります。

所得補償保険のしくみ



※保険期間中に始まった就業不能がこの保険の基本補償のお支払対象です。

※保険金お支払対象期間は、支払対象外期間終了日の翌日から起算して1年間を限度とします。

※支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。

ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。

通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入（※）および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。

なお、初年度加入（※）および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金がお支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。

（※）本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。

お支払いする保険金

次の計算式によって算出した金額をお支払いします。

- お支払いする保険金の額 = 保険金額（月額）× 就業不能期間（保険金をお支払いする期間）の月数
- 就業不能期間（保険金をお支払いする期間） = 就業ができない期間 - 支払対象外期間（14日）

※平均月間所得額が保険金額（月額）より小さい場合は、平均月間所得額となります。

※就業不能期間（保険金をお支払いする期間）が1か月に満たない場合または就業不能期間（保険金をお支払いする期間）に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割り計算します。

（注）保険金のお支払方法等重要な事項は、17ページ以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

月払保険料と保険金額

1 0 4 0 0 円

(ご加入は2口からとなります。)

下表の加入限度口数の範囲内でご加入ください。
満70歳以上の方はご加入いただけません。

(保険期間1年・団体割引20%適用・過去の損害率による割引25%・支払対象外期間14日・対象期間1年)

口数 満年齢	加入コース別保険金額 (1か月保険金額)									
	2口コース	3口コース	4口コース	5口コース	6口コース	7口コース	8口コース	9口コース	10口コース	
15歳～19歳	—	—	—	保険金額が、被保険者の平均月間所得額を上回っている場合は、その部分については保険金をお支払いできません。						—
20歳～24歳	218千円	327千円	—							
25歳～29歳	198千円	297千円	396千円	—	—	—	—	—	—	
30歳～34歳	156千円	234千円	312千円	390千円	—	—	—	—	—	
35歳～39歳	122千円	183千円	244千円	305千円	366千円	—	—	—	—	
40歳～44歳	94千円	141千円	188千円	235千円	282千円	329千円	—	—	—	
45歳～49歳	74千円	111千円	148千円	185千円	222千円	259千円	296千円	—	—	
50歳～54歳	66千円	99千円	132千円	165千円	198千円	231千円	264千円	297千円	330千円	
55歳～59歳	58千円	87千円	116千円	145千円	174千円	203千円	232千円	261千円	290千円	
60歳～64歳	54千円	81千円	108千円	135千円	162千円	189千円	216千円	243千円	270千円	
65歳～69歳	58千円	87千円	116千円	145千円	174千円	203千円	232千円	261千円	290千円	
月払保険料	800円	1,200円	1,600円	2,000円	2,400円	2,800円	3,200円	3,600円	4,000円	

- ・保険金額は、保険の始期日(令和8年2月27日)時点での満年齢によります。
- ・ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険金額となります。年齢区分が変更になると、保険金額が変更になります。
- ・年齢は、保険期間の初日現在の満年齢とします。
- ・本保険は、介護医療保険料控除の対象となります。(令和7年6月現在)
- ・団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

保険金額の設定について

- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度(※)を踏まえ設定してください。基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ設定してください。
- (※) 公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。
- ・他の保険契約等(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。
- (※) 「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご契約直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	50%以下 ※健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

令和8年2月から特定感染症危険補償特約付帯をする方は必ず加入依頼書をご提出ください。

傷害総合プラン

〈共通〉

- ※既加入者について、前年と同等プラン（送付した加入依頼書に打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合は、加入依頼書の提出は不要です。
- ※継続加入を行わない場合、または前年と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した加入依頼書のご提出が必要となります。
- ※新規でご加入の場合は、以下の記入例をご参考に、加入依頼書のご提出をお願いします。

職業・職種を「職種級別表」からお選びいただきご記入ください。
該当する職種がない場合は、浅野保険代理部(03-5687-3181)までお問い合わせください。

職種級別表

級別	職種
A級	管理監督職・事務職(含販売)・技術職・無職(主婦・学生)等
B級	採鉱採石作業職・建設現場作業職・自動車運転職等

太平洋セメントグループ 傷害総合プラン加入依頼書

〒(連絡先) 03-3349-XXXX
160-8338 トウキョウトシジユククニシシユク
東京都新宿区西新宿1-26-1
漢字 太平太郎
タイヘイ タロウ
性別 男 生年月日 平成 59年 7月 7日 41才

事務職 68歳 1 1,890円 W1 100円

主婦 60歳 1 2,030円 W1 100円

学生 21歳 1 580円 W1 100円

所得補償プラン

① 加入依頼書のご記入 (新規加入の場合)

太平洋セメントグループ 療養安心プラン(所得補償保険)加入依頼書

氏名をご記入のうえ、ご捺印ください。
生年月日・性別をご記入ください。
本人に○をしてください。(本人以外の加入はできません。)
職種をご記入ください。

従業員番号 12345
型を「S」とご記入のうえ、□数と保険料をご記入ください。
フリーコース S 4 1,600円

加入依頼書記入例

おかげで補償者は、専業主婦
保険ジャパン株式会社の公式HP
http://www.aflac.co.jp/に保険
情報の取扱いに関する事項を
掲載しております。

（株票 54321-2）

保険期間 令和8年 2月 27日から
令和9年 2月 27日まで

証券番号

★疾病による学費費用
補償特約のキートン

扶養者氏名

加入者合計
（シート計）保険料
※分割払は1部分 5,670

オプション補償(2) 携行品損害補償特約	オプション補償(3) ホールインワン	オプション補償(4) 住宅内生活活動	疾病発生特約	疾病発生特約
Y9 型 1 870				

お手数ですが、ご住所、
電話番号、ご氏名をご記
入のうえご捺印ください。

従業員番号をご記入
ください。

前年と条件を変更した場合は
合計保険料を手書きで修正ください。

- 他の保険契約等について
他の保険契約等(※)がすでにある場合は、ご加入時点でご告知ください。
- *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

加入依頼書記入例

② 告知書のご記入

※加入依頼書の6枚目以降が告知書になっております。注意事項・記入例をよくお読みいただき正確な告知をお願いします。

所得補償 「健康状態に関する告知書」 (2510) 証券番号
加入者番号

損害保険ジャパン株式会社 宛

※この告知書は、ご本人がご記入ください。告知書の内容が事実と異なる場合は、ご加入される前にご確認をお願いします。

＜告知書のご記入が必要となる方＞
○新規に所得補償にご加入される方
○継続してご加入されている方
○告知書に記載されている事項が変更された方
○告知書に記載されている事項が変更された方
○告知書に記載されている事項が変更された方

＜重要＞
1.必ず、被保険者本人自らがご記入、ご署名ください。
2.★の項目は「告知事項」です。記入内容が事実と相違した場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合がありますので正確にご記入ください。
3.告知書の内容によっては、ご加入をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

＜1＞ 下記の質問事項にご回答ください。質問事項への回答がすべて「いいえ」の方はご加入いただけます。
※告知される方がご認識されている病状、症状が、本告知書に記載されている病状、症状と一致しなくても、医学的に同一と判断される場合には告知が必要となります。本告知書に記載されている病状、症状に該当するかどうか不明な場合は、主治医（担当医）に確認の上、告知をしてください。

質問事項	ご回答	ご確認いただく事項
【質問1】告知日（ご記入日）現在、病気やケガで入院が予定されていますか。または告知日以降に病気やケガで入院もしくは手術の予定がありますか。 ※医師からすすめられている場合や相談している場合を含みます。	はい いいえ	質問事項への回答がすべて「いいえ」の方はご加入いただけます。 1つでも「はい」がある方は、ご加入いただけません。
【質問2】告知日（ご記入日）から過去1年以内に、病気やケガで10日以上入院をしたことがありますか。	はい いいえ	
【質問3】告知日（ご記入日）から過去5年以内に、 ○「がん」、「上皮下がん」または「精神の病気」と診断されたことがありますか。 ○「がん」、「上皮下がん」または「精神の病気」により、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか、または「がん」または「精神の病気」により、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。 （注）医師より病状、症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察中を含みます。	はい いいえ	
【質問4】告知日（ご記入日）から過去5年以内に、 ○「がん」、「上皮下がん」または「精神の病気」と診断されたことがありますか。 ○「がん」、「上皮下がん」または「精神の病気」により、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。 （注）医師より病状、症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察中を含みます。	はい いいえ	

＜2＞ 上記の内容を再度ご確認ください。告知日をご記入、ご署名ください。

本告知事項は、私が自ら記入したものであり、事実と相違ありません。事実と相違していた場合は、ご契約が解除されたり、保険金の支払いを受けられなくなったりしてご負担を申し立てません。また、「健康状態に関する告知書」にご記入いただいた内容について、ご加入される前にご確認をお願いします。告知書の内容が事実と異なる場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。告知書の内容が事実と異なる場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。告知書の内容が事実と異なる場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

告知者
本人署名
代理告知者
署名

告知日
令和 7 年 10 月 4 日

告知者
本人署名
代理告知者
署名

所得補償プラン加入依頼書の記載内容に間違いがないかご確認ください。

- ①被保険者（保険の対象となる方）の満年齢、性別、職業・職種など
- ②他の保険契約等を締結されている場合には、「他の保険契約」欄に必ずご記入ください。
- ③新規にご加入される方および継続してご加入される方で継続前契約に比べ保険金額を増額するなど保険責任を加重する場合は、「告知書」をご回答のうえ、被保険者ご本人が署名してください。
- ④保険加入申込書および被保険者告知書の内容により、ご加入をお断りする場合があります。
- ⑤保険加入申込書および被保険者告知書にご記入いただいた内容が事実と異なる場合は、保険金をお支払いできないことがあります。

告知日を必ずご記入
ください。

必ずご本人がご署名
ご捺印ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

傷害総合保険・所得補償保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は傷害総合保険普通保険約款、所得補償保険普通約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：太平洋セメント株式会社
- 保険期間：令和8年2月27日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：令和7年11月21日（金）
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：太平洋セメント株式会社および太平洋セメントグループの社員
- 被保険者：社員またはご家族（配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族）の方を被保険者としてご加入ください。
【ファミリーコース】被保険者本人の配偶者やその他親族（被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子）も保険の対象となります。
※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
【夫婦コース】被保険者本人の配偶者も保険の対象となります。
※被保険者本人との続柄は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
【パーソナルコース・交通傷害&自転車プラン・ゴルファー向けプラン】被保険者本人のみが保険の対象となります。
※所得補償保険は満15歳以上満69歳以下の社員の方にかぎりです。
- お支払方法：令和8年3月分給与から毎月控除となります。（1・2回払）
- お手続き方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の業務担当までご送付ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」、「告知書」（所得補償保険のみ）に必要な事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン（送付した加入依頼書に打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合 ^{※1}	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」、「告知書」 ^{※2} （所得補償保険のみ）をご提出いただきます。 ※2 告知書は、保険金額の増額、対象期間の延長、支払対象外期間の短縮等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

※1「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は浅野保険代理部までお問い合わせください。

（注）傷害総合保険にご加入の方で、ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

- 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、各事業所の業務担当または人事部までご連絡ください。
- 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約が廃止されるので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

傷害総合保険の補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

傷害総合プラン・ゴルファー向けプラン	交通傷害&自転車プラン
<p>被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。 （※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。特定感染症危険（後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金）補償特約を付帯された場合、本特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。 （注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>「急激かつ偶然な外来の事故」について ■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 （注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。</p>	<p>被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。 （※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 （注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>●次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。 ①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故 ②交通乗用具に搭乗中（※）の事故 ③駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故 ④交通乗用具の火災 （※）正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷 害	死亡保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	<p>〔共通〕 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（大災危険補償特約をセットしない場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他見所見（※2）のないもの など 〔傷害総合プラン・ゴルファー向けプラン〕 ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合は除きます。）、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など ＜次ページに続きます。＞</p>
	後遺障害保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）	
	入院保険金 事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数（1,000日限度）	
（国 内 外 補 償）	手術保険金 事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりです。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） ＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍）	
	<p>（※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりです。</p>	

傷害総合保険の補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷 害 (国内 外補 償)	<p>事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数 (事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)}$ </div> <p>(注1) 通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※) ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	<p><前ページより続きます。> [交通傷害&自転車プラン] ⑫交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 ⑬船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑭航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑮グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑯被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事その作業に直接起因する事故 など ※1「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 ※2「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>
	<p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害(※)が生じ、所定の要介護状態となった場合、181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間に対し、1年間につき、介護保険年額をお支払いします。重度後遺障害による要介護状態である期間に1年未満の端日数がある場合は、1年を365日とした日割計算により介護保険金の額を決定します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{介護保険金の額} = \text{介護保険年額} \times \text{要介護期間(年)} \text{ (事故の発生の日から181日目以降の要介護状態である期間)}$ </div> <p>(※)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。 (注) 介護保険金と被害事故補償保険金は対象となる重度後遺障害の範囲が異なります。</p>	<p>【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約】(特定感染症危険補償特約付帯ありタイプの場合) 特定感染症(※)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 (※)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。令和7年6月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症(O-157)を含みます。)等が該当します。</p>
被害 事故 (国内 外補 償)	<p>被保険者が、被害事故により死亡された場合または所定の重度後遺障害(※)が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。</p> <p>①自賠責保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金 など (※)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。 (注) 介護保険金と被害事故補償保険金は対象となる重度後遺障害の範囲が異なります。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合 被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の親族のうち3親等内の方、被保険者の同居の親族 など</p>

<オプション補償>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償 責任 (国内 外補 償) (注)	<p>日本国内または国外において、被保険者(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者(※1)の日常生活(住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例：自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品)(※2)を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(※3)を運行不能にさせた場合 (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2)次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 <次ページに続きます。></p>	<p>①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故 ・置き忘れ(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など <次ページに続きます。></p>

傷害総合保険の補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>賠償責任 (国内外補償) (注)</p>	<p><前ページより続きます。></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 <p>(※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p>	<p><前ページより続きます。></p> <p>(※1) 次のア. からエ. までのいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>ア. 主たる原動力が人力であるもの</p> <p>イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート</p> <p>ウ. 身体障がい者用の車(※3)および歩行補助車で、原動機を用いるもの</p> <p>エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車</p> <p>(※2) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p> <p>(※3) 身体障がい者により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。</p>
<p>携行品損害 (国内外補償) (注)</p>	<p>偶然な事故により携行品(※1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額(※2)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。</p> <p>(※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。</p> <p>(※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。</p> <p>(注1) 乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。</p> <p>(注2) 次のものは保険の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■ 動物、植物等の生物 ■ 自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■ 自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■ 漁具 ■ 預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小切手を除きます。))およびこれらに類する物 ■ クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 	<p>① 故意または重大な過失</p> <p>② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>④ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑤ 地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑥ 欠陥</p> <p>⑦ 自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等</p> <p>⑧ 機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等</p> <p>⑨ 偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故</p> <p>⑩ 置き忘れ(※)または紛失</p> <p>⑪ 楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損</p> <p>⑫ 楽器の音色または音質の変化</p> <p>など</p> <p>(※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>
<p>物の損害の補償</p> <p>住宅内生活用動産 (国内のみ補償) (注)</p>	<p>(1) 損害保険金</p> <p>日本国内に所在する被保険者(※1)の居住の用に供される加入依頼書等記載の建物(※2)に収容されている被保険者が所有する生活用動産(※3)について、日本国内における偶然な事故によって生じた損害に対して、再調達価額(※4)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、住宅内生活用動産の保険金額を限度とします。</p> <p>(※1) この特約における被保険者は次のとおりです。</p> <p>ア. 本人</p> <p>イ. 本人の配偶者</p> <p>ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族</p> <p>エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子</p> <p>なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>(注) 加入依頼書等記載の建物(※2)以外の建物に収容されている生活用動産は対象になりません。</p> <p>(※2) 「建物」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅建物をいいます。土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいいます。門、塀、垣、タンス、サイロ、井戸、物干、外灯設備等の屋外設備・装置を除きます。</p> <p>(※3) 「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、什器、衣服、その他の生活に通常必要な動産をいい、物置、車庫その他の付属建物に収容される生活用動産ならびに敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車を含みます。</p> <p>(※4) 「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。</p> <p>(注1) 生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等に盗難による損害が生じた場合、合計して5万円を損害額の限度とします。</p> <p>(注2) 貴金属等の場合は時価額とし、1個または1組の時価額が30万円を超える貴金属等の場合は30万円を損害額の限度とします。</p> <p>(2) 費用保険金</p> <p>① 臨時費用保険金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (1)の損害保険金をお支払いする場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対し、臨時費用保険金として損害保険金の10%に相当する額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。 <p>② 残存物取片づけ費用保険金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (1)の損害保険金をお支払いする場合において、その事故によって損害を受けた生活用動産の残存物取片づけ費用に対し、残存物取片づけ費用保険金として損害保険金の10%に相当する額を限度に残存物取片づけ費用の額をお支払いします。 <p>③ 失火見舞費用保険金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険の対象または保険の対象を収容する加入依頼書等記載の建物から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の所有物の滅失、損傷または汚損が生じた場合に、見舞金等の費用に対し、失火見舞費用保険金として被災世帯(※1)の数に1被災世帯あたりの支払額(20万円)を乗じて得た額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、生活用動産の保険金額または損害額の再調達価額(※2)のいずれか低い額の20%に相当する額を限度とします。 <p><次ページに続きます。></p>	<p>① 故意または重大な過失</p> <p>② 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>③ 地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>④ 欠陥</p> <p>⑤ 自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等</p> <p>⑥ 機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等</p> <p>⑦ 偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故</p> <p>⑧ 置き忘れ(※)または紛失</p> <p>⑨ 楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損</p> <p>⑩ 楽器の音色または音質の変化</p> <p>⑪ 保険の対象である生活用動産が加入依頼書等記載の建物外および付属建物外にある間に生じた事故による損害。ただし、敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車に生じた事故を除きます。</p> <p>⑫ 運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた損害</p> <p>など</p> <p>(※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>

傷害総合保険の補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
物の損害の補償	<p><前ページより続きます。></p> <p>(※1)「被災世帯」とは、失火見舞費用保険金のお支払対象となる損害が生じた世帯または法人をいいます。</p> <p>(※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。(注)次のものは保険の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話・スマートフォン等の携帯型通信機器、ノート型パソコン等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品 ・義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・動物、植物等の生物 ・自動車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機およびこれらの付属品 ・通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物。ただし、生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等に盗難による損害が生じた場合は、これらを保険の対象として取り扱います。 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・商品・製品等 ・業務用の什器・備品等 ・テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物 <p style="text-align: right;">など</p>	
費用の補償	<p>日本国内にあるゴルフ場(※1)においてゴルフ競技(※2)中にホールインワンまたはアルバトロスをを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、ホールインワン・アルバトロス費用の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。</p> <p>①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。)</p> <p>②祝賀会費用(※3)</p> <p>③ゴルフ場に対する記念植樹費用</p> <p>④同伴キャディに対する祝儀</p> <p>⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。)</p> <p>(※1)「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。</p> <p>(※2)「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)、し、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。</p> <p>(※3)「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスをを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めるときは、ホールインワンまたはアルバトロスをを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要な費用を含めることができます。</p> <p>(注1)ホールインワン・アルバトロス費用補償特約は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。)</p> <p>(注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。</p> <p>★ご注意ください!</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎり、お支払いの対象となります。 <p>①そのゴルフ場の使用人が目撃(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルファーの個別確認等が可能なるもので、第1打からホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎり提出できる場合)</p> <p>④同伴競技者以外の第三者(※5)が目撃(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>(※4)ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。</p> <p>(※5)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。</p>	<p>①ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>②ゴルフ場の経営者または従業員がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス</p> <p style="text-align: right;">など</p>

(注) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

所得補償保険の補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p>所得補償保険（基本補償）（＊）</p> <p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害（病気またはケガ）を被り、その直接の結果として就業不能になった場合</p>	<p>次の計算式によって算出した金額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{お支払いする保険金の額} = \text{保険金額（月額）}^{(※1)} \times \text{就業不能期間（保険金をお支払いする期間）}^{(※2)} \text{の月数}^{(※3)}$ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{就業不能期間（保険金をお支払いする期間）}^{(※2)} = \text{就業ができない期間} - \text{支払対象外期間}$ </div> <p>(※1) 加入依頼書等記載の保険金額（月額）をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額（月額）より小さい場合は、平均月間所得額となります。</p> <p>(※2) 加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間（1年）が始まり、その対象期間内における就業不能の期間（日数）をいいます。</p> <p>(※3) 就業不能期間（保険金をお支払いする期間）が1か月に満たない場合または就業不能期間（保険金をお支払いする期間）に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。</p> <p>(注1) 対象期間（1年）を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>(注2) 原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。 ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>(注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>(注5) 通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。 なお、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。 (※) 本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。</p> <p>(注6) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。 なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。</p>	<p>● 次の事由によって被った身体障害（病気またはケガ）による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ④ 妊娠、出産、早産または流産 ⑤ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑥ 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの など</p> <p>● 次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑦ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） など</p> <p>● 次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑨ 精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑩ 妊娠または出産を原因とした就業不能</p> <p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。</p> <p>(※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>

(＊) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1) 所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

所得補償保険のその他ご注意いただきたいこと

● 特定疾病等対象外特約について

- ・「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。

(注)「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。
補償対象外とする疾病・症状が発病した場合には、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 (注)例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間(継続契約においても原則として同様です。)

<補償対象外とする疾病・症状の例>

疾病群	補償対象外とする疾病・症状	
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎	など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎	など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石	など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壞疽、自然気胸	など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤	など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症	など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症	など
I群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血	など

- ・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。なお、保険期間の中途での削除はできません。

- ・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

● 基本補償の保険金額の設定について

- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度(※)を踏まえ設定してください。基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ設定してください。
(※)公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。
- ・他の保険契約等(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。
(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	50%以下 *健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

用語のご説明

<傷害総合保険>

用語	用語の定義
交通乗用具	電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車（一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます。）、移動用小型車、遠隔操作型小型車（搭乗装置のあるものにかぎります。）、自転車、身体障がい者用の車（身体障がい者用車いすを含みます。）、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、原動機を用いないキックボード、ペダルのない二輪遊具等は除きます。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。（ https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html ）
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
被害事故	第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方（※1）および同性パートナー（※2）を含みます。 （※1）内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 （※2）同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 （注）内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

<所得補償保険>

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入依頼書等記載の期間（日数）をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 （※）骨髄採取手術（組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。）を直接の目的として入院した場合は、支払対象外期間はありません。
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院（※）していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 （※）骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
就業不能期間（保険金をお支払する期間）	対象期間内における被保険者の就業不能の期間（日数）をいいます。 （※）骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間（日数）に4日を加えた日数をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 （注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
所得	加入依頼書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
身体障害	傷害（傷害の原因となった事故を含みます。）および疾病をあわせて身体障害といいます。 （※）骨髄採取手術（組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。）を含みます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ①傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ②疾病については、医師の診断による発病の時。 ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 （※）骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 （※）骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 （※）骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。
平均月間所得額	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。（※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

【傷害総合保険】

★被保険者ご本人の職業または職務（傷害総合プラン・ゴルファー向けプラン）

★他の保険契約等（※）の加入状況

（※）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険 契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

【所得補償保険】

★被保険者ご本人の職業または職務

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方（被保険者）が認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等（※）の加入状況

（※）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険 契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

【傷害総合保険】

●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

【所得補償保険】

●ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

（※）保険金額の増額（特定疾病等対象外特約の削除を含みます。）等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合

など

●告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。

●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

●継続加入の場合において、保険金額の増額（特定疾病等対象外特約の削除を含みます。）等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）より前に発病（※2）した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能（保険金の支払事由）に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）からその日を含めて1年を経過した後に就業不能（保険金の支払事由）が生じた場合は、その就業不能（保険金の支払事由）についてはお支払いの対象となる場合があります。

（※1）継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

（※2）医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

（注）特別な条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

【傷害総合プラン・ゴルファー向けプラン】

●加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。

●変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

●傷害総合プラン・ゴルファー向けプランでは、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

【傷害総合プラン・ゴルファー向けプラン・交通傷害＆自転車プラン共通】

●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

<他の身体障害または疾病の影響>

●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

【所得補償保険】

●加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（職業または職務をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。

・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

・変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。

●次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。

①他の身体障害（病気またはケガ）の影響等があった場合

②職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合

③加入依頼書等に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合

④他の保険契約等がある場合

など

【共通】

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について>

●被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

＜重大事由による解除等＞

- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合（就業不能が発生した場合等）は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。保険金支払事由に該当した日（就業不能期間が開始した日等）からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
- (注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
 - ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③ 傷害または就業不能の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、凶函(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
④ 保険の対象であることができる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

- (注1) 就業不能期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業不能が継続していることを証明する書類を提出してください。(所得補償保険の場合)
- (注2) 身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度(事故の内容またはケガの程度および損害の額)等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

[所得補償保険]

- 保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師（被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師）の治療を受けている必要があります。
- 初年度加入および継続加入の保険期間を通過して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。

[所得補償保険]

- ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

[傷害総合保険]

- (注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

- 所得補償保険は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。
- 傷害総合保険は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約 保険金額 保険期間 保険料、保険料払込方法
 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください）。

- 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
 パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【傷害総合プラン・ゴルフ向けプランにご加入になる方のみご確認ください。】

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つるの製品製造業者、漁業業者、建設業者（高所作業の有無を問いません）、採鉱・採石業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業業者
※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。	
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レプリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。	

【『ホールインワン・アルバトロス費用補償特約』をセットしたプランにご加入になる場合のみご確認ください。】

- 『ホールインワン・アルバトロス費用補償特約』をセットされる場合、他のホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。

【注意事項】

ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうちで最も高い保険金額となります。

【ファミリーコース・夫婦コースにご加入になる方のみご確認ください。】

- 被保険者の範囲についてご確認いただきましたか。

【所得補償保険にご加入になる方のみご確認ください。】

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。
 所得補償保険における基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、告知義務・通知義務が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

●事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパン事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】 0120-727-110（受付時間：24時間365日）

- 取扱代理店 株式会社浅野保険代理部
〒103-0004 東京都中央区東日本橋2-27-8 アサノ東日本橋ビル6階
TEL 03-5687-3181 : FAX 03-5687-3190
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

- 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
【お電話】0570-022808 <通話料有料>
受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

- 引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 企業営業第三部 第一課
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 TEL 03-3231-4142 : FAX 03-3231-9890
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。
必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにて約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります）。
●ご不明点等がある場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
●加入者証は大切に保管してください。また、1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。



